

難病・小児慢性特定疾病対策に係る公平かつ安定的な制度の確立

- 医療費助成について、難病の都道府県の超過負担の解消を図るとともに、公平かつ安定的な制度を確立する。
- 難病法及び児童福祉法改正法の成立を受けて、上記措置を平成27年1月より実施。

新たな医療費助成制度のポイント

<医療費助成の法定給付化>

- 平成27年1月から新制度を開始することとし、財源について義務的経費化(都道府県の超過負担の解消)

<医療費助成の対象疾病の拡大> 対象疾病を大幅に拡大し、第三者的な委員会(厚生科学審議会の指定難病検討委員会)において決定。

- 難病(大人) ……現行:56疾病 → 約300疾病※1(対象となる候補の疾病数)

※1 第1次実施分の110疾病は平成27年1月から実施。第2次実施分については、平成27年夏に実施予定。

- 小児慢性特定疾病(子ども) ……現行:514疾病(⇒※2 597疾病) → 704疾病

※2 現行の対象疾病を細分化等したことに伴い疾病数を597疾病に再整理(対象者は同じ)し、新規で107疾病を追加した。

[受給者数]平成27年度(試算):約165万人(大人:約150万人 子ども:約15万人)

(平成23年度:約89万人(大人:約78万人 子ども:約11万人))

<自己負担割合>

- 自己負担割合について、現行の3割から2割に引下げ。

<自己負担限度額等>

- 負担上限は障害者医療(更生医療)をベースにし、負担能力に応じた上限額を設定。

(原則は2,500~30,000円/月)

- 高額な医療が長期的に継続する患者への配慮(障害者医療(重度かつ継続)と同じ上限設定(最大20,000円/月))
- 高額な医療を要する軽症者への配慮(軽症の難病患者は原則助成対象としないが、高額な医療を要する者は対象)
- 子どもへの配慮(子どもは、大人の2分の1(負担上限、入院時の食費負担))
- 既認定者への配慮=経過措置期間(3年間)中の特例(軽症者も全員適用対象(難病の場合)など)

都道府県の超過負担解消を図るとともに、公平で安定的な医療費助成の制度を確立

平成27年度公費所要額は、2,048億円

(平成26年度公費所要額は、平成27年1月から実施するため、298億円(2か月分(平成26年度予算額))。)

※ 医療費助成の他、治療研究、福祉サービス、就労等の自立支援を総合的に実施していく。